平成２６年（フ）第１４４号
富山市常盤台22番８―103号　ＧＲＥＥＮ　ＧＡＢＬＥＳ
破産者　飯島　博明
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１６号
福井市南江守町第15号６番地
破産者　ヤシロ産業こと　山﨑　史雄
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
大阪市住之江区御崎６―２―22　グランソシエ住之江Ⅱ305号、住民票上の住所福井市田原１丁目８番11号
破産者　新保　拓之
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
福井県坂井市春江町江留上旭８番地８
破産者　中西　幾夫
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
福井県大野市蕨生第74号９番地２
破産者　城地　惠一
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
岐阜県可児市下恵土5288番地
破産者　山田　喜藏
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３４号
京都府南丹市八木町八木鹿草118番地２　レオパレス利右衛門206号
破産者　山内　智司
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市南安長１丁目１番20号　アーバンノベラＡ―３号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町河原867番地１
破産者　兒島　　悟
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
広島県福山市加茂町字中野700番地166
破産者　桑田由起子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０２号
愛媛県伊予市尾崎621番地２、開始決定時の住所愛媛県伊予市下三谷1053番地６
破産者　澤田　竹生
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０３号
愛媛県伊予市尾崎621番地２、開始決定時の住所愛媛県伊予市下三谷1053番地６
破産者　澤田　美穂
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
愛媛県今治市美須賀町４丁目１番５号、前住所愛媛県今治市美須賀町３―３―２　アビタ31―506号
破産者　阿部　公一
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１５３号
高知県南国市立田603番地の５
破産者　門脇　先子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８８号
高知市比島町２丁目10番６号
破産者　佐々木忠博
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７７６号
北九州市若松区東畑町８番２号
破産者　上野　忠幸
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４５号
北九州市八幡西区鷹見台１丁目３番12号
破産者　笹部誠一郎
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２６号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目31番11号　２Ｆ
破産者　諸見里由紀
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６１２号
栃木県宇都宮市羽牛田町40番地１
破産者　有限会社キヌシ精機製作所
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２７号
栃木県宇都宮市睦町３番５号　県営睦住宅５号棟24号室
破産者　海老澤加代子（旧姓厚見）
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係